

○大子町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

平成29年4月4日

告示第40—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊員等の起業を支援することにより、当該地域おこし協力隊員等の町への定住促進及び町の活性化を図るため、町内で起業する地域おこし協力隊員等に対し予算の範囲内において地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域おこし協力隊員等」とは、大子町地域おこし協力隊員設置要綱（平成25年大子町告示第59—2号）第3条第1項の規定により大子町地域おこし協力隊員として委嘱されている者及びその職にあった者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時において地域おこし協力隊員としての委嘱期間終了の日から起算して前1年以内又は1年以内である地域おこし協力隊員等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 市町村民税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者

(補助対象となる起業の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる起業の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内における起業であること。
- (2) 事業内容が町の活性化に資すると認められるものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 設備費，備品費並びに土地及び建物の賃借に要する経費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか，町長が特に必要と認める経費
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は，補助対象経費の総額とし，100万円を限度とする。ただし，補助金の額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は，補助対象者1人につき1回を限度とする。

3 補助金の交付申請から交付請求までの手続は，同一年度内に行われなければならないものとする。

(添付書類等)

第7条 次の各号に掲げる規則で定める申請書等を町長に提出するときは，当該各号に定める書類等を添付しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書 事業計画書（様式第1号），事業収支予算書（様式第2号），町長が必要と認める書類
- (2) 補助事業等実績報告書 事業報告書（様式第3号），事業内容の分かる写真，チラシ等，事業収支決算書（様式第4号），領収書の写し，町長が必要と認める書類
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この告示は，平成29年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

事業計画書

事業名	
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
事業目的	
事業内容	
事業の効果	
備考	

様式第3号（第7条関係）

事業報告書

事業名	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
事業内容	
事業の効果	

※事業内容の分かる写真，チラシ等を添付してください。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）